

# 山梨県地域防災計画

平成24年12月

山梨県防災会議



# 防災の心得

(人命の保護を第一に考えましょう)

## ☆大地震

- 1 まずわが身の安全を図ること。
- 2 正しい情報をつかみ, 余震を恐れないこと。
- 3 すばやく火の始末をすること。
- 4 火が出たらまず消火すること。
- 5 あわてて戸外に飛び出さないこと。
- 6 狭い路地, へいぎわ, がけや川べりに近寄らないこと。
- 7 山崩れ, がけ崩れ, 浸水に注意すること。
- 8 避難は徒歩で持物は最小限にとどめること。
- 9 協力しあって応急救護にあたること。
- 10 秩序を守り, 衛生に注意すること。

## ☆台風

- 1 ラジオ・テレビ等の気象情報に注意すること。
- 2 窓・屋根・雨樋など家屋の補強を行うこと。
- 3 排水溝等の清掃を行い, 流れをよくすること。
- 4 停電に備えて, 懐中電灯・トランジスターラジオ等を用意すること。
- 5 たれ下がった電線には近寄らないこと。

## ☆豪雨

- 1 大雨, 洪水注意報・警報などの気象情報に注意すること。
- 2 局地的な大雨に特に注意すること。
- 3 河川の増水に注意し, 早目に避難すること。
- 4 山津波, 山くずれ, がけくずれを警戒すること。

## ☆避難

- 1 日頃から避難場所と安全な道順を良くおぼえておくこと。
- 2 避難の勧告, 指示があったら何時でも避難できるように準備しておくこと。
- 3 女子, 子供, 老人, 病弱者は早目に避難させること。
- 4 避難命令がでたら, まず火を始末し戸締りを安全にすること。
- 5 単独行動はさけ, 家族又は隣り近所そろって避難すること。
- 6 警察官, 避難誘導員の指示に従って行動すること。

## ☆家庭用防災器具

照 明 器 具	ヒモをつけた懐中電灯, ローソク, マッチ, ライター等
大 工 道 具	金ヅチ, ノコギリ, ロープ, 針金, ナイフ, ペンチ, クギ, 補強用資材等
食 糧 等	飲み水, 水筒, パン類, 缶詰等
炊 事 道 具	食器, コンロ等
応 急 医 薬 品	脱脂綿, 包帯, バンソウ膏, 頭痛・胃腸薬等
容 器 類	風呂敷, リュック, ビニール袋等
情 報 手 段	トランジスターラジオ, 地図, 鉛筆等
そ の 他	ヘルメット, ズキン, 座布団, 貴重品類, 雨ガッパ等

# 山梨県地域防災計画

## 第1編 総則

第1章 計画の目的と編成	1
第1節 地域防災計画の概要	1
第2章 防災計画の性格	2
第3章 防災の基本方針	
1 災害予防	3
2 災害応急対策	4
3 災害復旧・復興	4
4 国、県、市町村等との連携	4

## 第2編 一般災害編

### 第1章 地域防災計画・一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災関係機関の役割	5
2 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1 県	5
第2 市町村	6
第3 指定地方行政機関	6
第4 自衛隊	10
第5 指定公共機関	10
第6 指定地方公共機関	12
第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	12
第8 その他の公共的団体	13
第2節 山梨県の概況	
1 県土の自然的条件	13
2 本県の社会的条件	14
3 本県の災害の歴史	15

### 第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実	
1 県の防災組織	21
2 市町村の防災組織	22
3 防災関係機関の防災組織	22
4 自主防災組織	22

<b>第2節</b>	<b>防災知識の普及・教育及び防災訓練</b>	
1	防災知識の普及・教育	23
2	防災訓練の実施	24
3	防災訓練における通行禁止等	25
<b>第3節</b>	<b>防災施設及び防災資機材の整備、拡充</b>	
1	防災施設の整備	26
2	防災資機材の整備	27
<b>第4節</b>	<b>消防予防計画</b>	
1	消防力の充実強化	27
2	火災予防対策の指導強化	28
3	林野火災予防対策	29
<b>第5節</b>	<b>風水害等予防対策</b>	
1	山地の災害予防	30
2	河川対策	30
3	砂防対策	32
4	急傾斜地等危険地災害予防対策	32
5	土砂災害警戒区域等における対策	33
6	農地災害予防対策	35
7	農作物災害予防対策	36
<b>第6節</b>	<b>雪害対策</b>	
1	農業関係雪害予防対策	36
<b>第7節</b>	<b>建築物災害予防対策</b>	
1	不燃建築物の建設促進対策	37
2	都市再開発計画	37
3	公共施設災害予防計画	38
<b>第8節</b>	<b>文化財災害予防対策</b>	
1	保護の対象	39
2	文化財保護対策	39
3	文化財の防災施設	39
<b>第9節</b>	<b>原子力災害予防対策</b>	
1	本県に隣接する原子力事業所	40
2	情報の収集及び連絡体制の整備	40
3	モニタリング体制等の整備	41
4	原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発	41
5	防災業務職員に対する研修	41
<b>第10節</b>	<b>特殊災害予防対策</b>	
1	火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策	42
2	ガス事業施設の災害予防対策	42
<b>第11節</b>	<b>情報通信システムの整備</b>	
1	県防災行政無線システムの整備	43
2	防災情報システムの整備	43
3	震度情報ネットワークシステムの整備	43
4	消防防災ヘリコプター・テレビ電送システムの整備	43
5	市町村防災行政無線システムの整備	44
6	緊急防災ネットワークの整備	44
7	総合河川情報システムの整備	44
8	土砂災害警戒情報システムの整備	44

9	放送局用電送システムの整備	44
10	非常通信体制の整備	44
<b>第12節</b>	<b>災害時要援護者対策の推進</b>	
1	高齢者・障害者等の要援護者対策	48
2	外国人及び観光客対策	49
<b>第13節</b>	<b>防災拠点整備基本構想</b>	49
<b>第14節</b>	<b>防災ボランティア支援体制の整備</b>	49

### 第3章 災害応急対策

<b>第1節</b>	<b>応急活動体制</b>	
1	県災害対策本部	50
2	県職員の配備態勢	53
3	消防防災ヘリコプター	56
4	広域応援体制	57
5	広域一時滞在	71
6	自衛隊災害派遣要請の概要	74
7	広域応援体制に必要となる防災活動拠点	85
<b>第2節</b>	<b>災害関係情報等の受伝達</b>	
1	予報・警報の受理、伝達	86
2	異常現象発見時の通報、伝達	95
3	被害情報の収集伝達	96
4	災害広報	98
<b>第3節</b>	<b>通信の確保</b>	
1	通信手段の確保	99
2	防災行政無線移動系システムの運用	101
3	通信の運用と統制	101
4	気象情報の配信について	101
5	アマチュア無線の活用	101
6	インターネットシステムの活用	101
<b>第4節</b>	<b>水防対策</b>	
1	水防責任	112
2	県の水防組織	113
3	監視警戒及び重要水防区域	113
4	資機材の整備及び輸送	113
5	通信連絡	115
6	富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報	118
7	荒川及び塩川洪水予報	120
8	国土交通大臣の行う水防警報及び水位情報	121
9	山梨県知事が行う水防警報及び水位情報	126
<b>第5節</b>	<b>雪害対策</b>	
1	道路交通における雪氷対策	129
<b>第6節</b>	<b>消防対策</b>	
1	市町村相互の連絡指導及び応援部隊への対応	130
2	災害防ぎょ措置	130
3	林野火災の応急対策	132
<b>第7節</b>	<b>原子力災害応急対策</b>	

1	情報の収集及び連絡体制の確立	133
2	活動体制の確立	134
3	緊急時モニタリング活動	134
4	市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	134
5	屋内退避、避難誘導等の防護活動	134
6	医療活動	135
7	住民等への的確な情報伝達活動	135
8	風評被害等の影響への対策	135
<b>第8節</b>	<b>緊急輸送対策</b>	
1	輸送対策	136
<b>第9節</b>	<b>交通対策</b>	136
1	交通規制	137
2	緊急輸送路等の確保	138
3	運転者の執るべき措置	138
4	緊急通行車両の確認	139
5	交通検問	140
6	交通情報及び広報活動	140
7	災害出動車両の有料道路の取り扱い	140
<b>第10節</b>	<b>災害救助法による救助</b>	
1	目的	141
2	災害救助法の適用基準	141
3	災害救助法の適用手続き	142
4	災害救助法の実施機関	142
5	災害救助法による救助	142
<b>第11節</b>	<b>避難、救援対策</b>	
1	避難対策	146
2	帰宅困難者等対策	148
3	医療対策	149
4	防疫対策	161
5	食糧供給対策	162
6	生活必需物資等救援対策	162
7	飲料水確保対策	163
8	応急教育対策	164
9	遺体の処理及び埋葬対策	164
10	廃棄物処理対策	165
11	J R運賃割引の適用	165
12	被災動物等救護対策	166
<b>第12節</b>	<b>生活関連事業等の応急対策</b>	
1	電力事業施設応急対策	166
2	一般ガス事業施設応急保安対策	168
3	簡易ガス施設応急保安対策	169
4	液化石油ガス応急保安対策	169
5	危険物等応急保安対策	169
6	日本郵政グループの災害時特別取扱内容	170
<b>第13節</b>	<b>警察警備計画</b>	
1	警備方針	171
2	災害に備えての措置	171

3	警備体制	171
4	災害警戒本部等の設置	172
5	災害発生時等の警備活動	172
6	ヘリコプターによる警備活動	172
7	交通対策	172
8	災害警備訓練	173
<b>第14節 民生安定事業</b>		
1	被災者生活再建支援制度	173
2	中小企業金融対策	175
3	山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度	176
4	農業災害関係金融対策	176
5	災害援護資金等貸与計画	177
6	義援金品募集配分計画	177
7	労働力確保対策	178
8	り災証明書の交付等	178
9	各種行政サービスの実施体制の整備	178
<b>第15節 防災ボランティア支援対策</b>		
1	防災ボランティアの受け入れ	178
2	防災ボランティアの促進	178
<b>第4章 災害復旧対策</b>		
		180

## 第3編 地震編

### 第1章 地域防災計画・地震編の概要

<b>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>		
第1	県	181
第2	市町村	182
第3	指定地方行政機関	182
第4	自衛隊	184
第5	指定公共機関	184
第6	指定地方公共機関	185
第7	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	186
第8	その他の公共的団体	187
<b>第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害</b>		
1	地形の特徴	187
2	地盤の区分	187
3	地すべり地帯の特徴	187
4	本県の災害の歴史	187
<b>第3節 地震被害の想定</b>		
1	基本的考え方	189
2	想定する地震	189
3	想定条件等	189
4	想定結果	190
5	本計画における目標	197
<b>第4節 東海地震の被害想定</b>		



1	想定条件等	198
2	想定結果	199
3	災害シナリオの想定	205
4	地震防災対策の課題と提言	206

## 第2章 災害予防計画(平常時の対策)

### 第1節 地震に強い県土づくりの推進

1	事業計画	209
2	道路施設等の対策	210
3	河川・砂防の対策	211
4	ため池等の対策	211
5	土砂災害危険箇所対策	211
6	液状化災害対策	212
7	市街地の対策	213

### 第2節 大震火災対策の推進

1	出火予防対策の推進	213
2	延焼予防対策の推進	214

### 第3節 生活関連施設安全対策の推進

1	水道施設安全対策の推進	215
2	下水道施設安全対策の推進	216
3	電気施設安全対策の推進	216
4	都市ガス安全対策の推進	217
5	簡易ガス安全対策の推進	217
6	液化石油ガス安全対策の推進	217
7	通信施設安全対策の推進	218
8	鉄道施設安全対策の推進	218

### 第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進

1	建築物の耐震計画	220
2	落下・倒壊危険物対策	220
3	既存建築物防災対策	221
4	租税特別措置法に基づく特別償却制度の活用	221
5	公共施設等災害予防対策	222
6	危険物施設等災害予防対策	223
7	地震保険の活用	223

### 第5節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1	県立防災安全センター及び各地方連絡本部等の拡充	223
2	防災資機材の整備	224
3	緊急地震速報通信設備の整備	225

### 第6節 広域応援体制の確立

1	県	225
2	市町村	225
3	県と自衛隊との連携体制	225
4	その他	225

### 第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

1	防災知識の普及・教育	225
2	自主防災組織活動の推進	227

<b>第8節</b>	<b>防災ボランティア活動環境の整備</b>	
1	県	228
2	県社会福祉協議会	228
3	県共同募金会	228
4	日本赤十字社山梨県支部	228
5	山梨県障害者福祉協会	229
6	県ボランティア協会	229
<b>第9節</b>	<b>防災訓練の実施</b>	
1	総合防災訓練(東海地震)の実施	231
2	山梨県地震防災訓練(東海地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施	231
3	山静神合同防災訓練	231
4	個別防災訓練	232
5	非常通信訓練	232
<b>第10節</b>	<b>災害時要援護者対策の推進</b>	
1	社会福祉施設対策の推進	232
2	高齢者・障害者等の要援護者対策	233
3	外国人及び観光客対策	234
4	乳幼児、児童、生徒保護対策	234
<b>第11節</b>	<b>調査研究の推進</b>	
1	被害想定等調査結果	235
2	今後の課題	235

### 第3章 地震災害応急対策

<b>第1節</b>	<b>応急、活動体制</b>	
1	県本部	237
2	消防防災ヘリコプター	239
<b>第2節</b>	<b>地震災害情報の収集伝達</b>	
1	異常現象発見時の通報、伝達	242
2	地震に関する情報等の伝達	242
3	被害情報の収集伝達	244
4	勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制	245
<b>第3節</b>	<b>広域応援体制</b>	
1	知事の応援要請	246
2	市町村長の応援要請	247
3	消防の応援要請	247
4	自衛隊に対する災害派遣要請	247
5	応援要請の方法等	248
6	広域一時滞在	248
<b>第4節</b>	<b>通信の確保</b>	
1	通信手段の確保	248
2	防災行政無線移動系システムの運用	249
3	通信の運用と統制	249
4	気象情報の配信について	249
5	アマチュア無線の活用	249
6	インターネットシステムの運用	249

<b>第5節</b>	<b>避難活動</b>	
1	避難の勧告又は指示	250
2	警戒区域の設定	250
3	避難の勧告、指示の内容	250
4	避難措置の周知	250
5	避難誘導の実施	251
6	避難場所	251
7	災害時要援護者への配慮	252
8	帰宅困難者等の保護	252
9	孤立集落への対応	252
10	市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	252
<b>第6節</b>	<b>緊急輸送対策</b>	
1	緊急輸送の対象	252
2	緊急輸送の方針	252
3	輸送の要請等	252
4	緊急輸送路	253
5	緊急輸送の確保	253
6	緊急輸送車両等の確保	255
7	緊急輸送車両の確認	259
<b>第7節</b>	<b>生活関係施設の応急対策</b>	
1	建築物応急対策	260
2	応急仮設住宅建設	260
3	災害時における民間賃貸住宅の提供	261
4	上水道施設応急対策	263
5	下水道施設応急対策	264
6	電気施設応急対策	264
7	都市ガス施設及び簡易ガス施設応急対策	264
8	液化石油ガス施設応急対策	265
9	電気通信施設応急対策	265
10	鉄道施設応急対策	265
11	宅地対策	266
<b>第4章</b>	<b>東海地震に関する事前対策計画</b>	
<b>第1節</b>	<b>東海地震に関する事前対策計画の目的</b>	268
<b>第2節</b>	<b>東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策体制及び活動</b>	
1	県	268
2	市町村	271
3	防災関係機関等	272
<b>第3節</b>	<b>情報の内容と伝達</b>	
1	東海地震に関連する情報等の伝達	273
2	応急対策実施状況等の収集伝達	275
<b>第4節</b>	<b>広報活動</b>	
1	県の広報活動	277
2	県警察の広報活動	277

3	市町村の広報活動	277
4	防災関係機関の広報活動	278
<b>第5節</b>	<b>避難活動</b>	
1	避難勧告又は指示の基準等	278
2	県が行う避難活動	278
3	市町村が行う避難活動	279
4	避難場所における避難生活の確保	279
<b>第6節</b>	<b>県民生活防災応急活動</b>	
1	食糧及び生活必需品の調達	279
2	飲料水の確保、給水活動	280
3	医療活動	280
4	清掃、防疫等保健衛生活動	281
5	幼児、児童、生徒の保護活動	281
6	自主防災活動	282
<b>第7節</b>	<b>防災関係機関の講ずる措置</b>	
1	電力(東京電力)	283
2	通信(NTT、NTTドコモ)	284
3	ガス(ガス供給機関)	284
4	金融機関	284
5	鉄道(JR及び富士急行)	285
6	バス(山梨交通、富士急行)	286
7	病院、診療所	287
8	百貨店・スーパー等	287
9	県(市町村)社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会	288
<b>第8節</b>	<b>交通対策</b>	
1	交通規制等	288
2	運転者のとるべき措置	289
3	道路啓開	289
4	交通検問	289
5	交通情報及び広報活動	289
<b>第9節</b>	<b>事業所等対策計画</b>	
1	東海地震注意情報が発表された場合	290
2	東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発表された場合	290

## 第4編 火山編

### 第1章 総論

<b>第1節</b>	<b>地域防災計画・火山編の概要</b>	291
<b>第2節</b>	<b>活火山としての富士山</b>	291
<b>第3節</b>	<b>富士山との共生</b>	291
<b>第4節</b>	<b>富士山の現況等</b>	
1	富士山の概要	291
2	富士山の活動史	291
3	富士山における噴火の特徴	293
<b>第5節</b>	<b>想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性</b>	

1	想定火口範囲	293
2	想定される火山現象とその危険性	293
<b>第6節</b>	<b>想定する火山災害</b>	
1	噴火の概略シナリオ	295
2	防災計画が対象とする火山現象と影響予測範囲	296
<b>第7節</b>	<b>避難計画を作成する市町村</b>	299
<b>第8節</b>	<b>噴火警報・火山情報等の種類と発表基準</b>	
1	噴火警報・火山情報等の種類	299
2	富士山の噴火警戒レベル	301

## 第2章 災害予防計画

<b>第1節</b>	<b>災害に強いまちづくり</b>	
1	安全な土地利用	302
2	公共施設等の安全性確保	302
3	砂防・治山施設の整備	302
4	情報発信拠点等の整備	302
5	ライフライン施設等の安全性確保	302
<b>第2節</b>	<b>防災関連施設・地域防災力等の把握</b>	302
<b>第3節</b>	<b>火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</b>	
1	住民等に対する普及・啓発・教育	303
2	防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育	303
3	観光客・観光事業者への普及・啓発	303
4	教職員等への普及活動	303
5	児童・生徒等への防災教育	303
6	自動車運転者等に対する防災教育	304
7	防災上重要な施設の管理者等に対する教育	304
8	普及・教育内容	304
<b>第4節</b>	<b>火山観測・監視体制の整備</b>	304
<b>第5節</b>	<b>異常現象発見の通報・伝達</b>	
1	異常現象発見時の通報・伝達	304
2	通報を要する異常現象	305
<b>第6節</b>	<b>関係機関との連携体制の整備</b>	305
<b>第7節</b>	<b>防災訓練</b>	
1	県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	305
2	県民	306
<b>第8節</b>	<b>火山専門家との協力体制の整備</b>	
1	火山専門家との協力関係の構築	306
2	火山専門家との連絡・参集体制	306
<b>第9節</b>	<b>噴火前に避難行動をすべき範囲</b>	
1	第1次避難対象範囲	306
2	第2次避難対象範囲	306
3	第3次避難対象範囲	306
<b>第10節</b>	<b>自主防災活動</b>	306
<b>第11節</b>	<b>各施設等の防災対応力の向上</b>	
1	災害時要援護者利用施設の防災対策の推進	307
2	宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進	307

第12節	避難に関する情報伝達体制の整備	307
第13節	避難活動体制の整備	
1	避難に関する体制の整備	307
2	広域避難のための体制の整備	307
3	避難場所の整備	308
4	避難経路の設定	308
第14節	家畜避難及び逃走防止の措置	308
第15節	緊急輸送体制の整備	309
第16節	道路啓開体制の整備	309
第17節	医療救護体制の整備	309
第18節	食料及び生活必需品の調達	
1	基本方針	309
2	県	309
3	富士山周辺市町村	309
第19節	飲料水の確保、給水活動	
1	県	310
2	富士山周辺市町村	310
第20節	防災ボランティア支援体制の整備	310
第21節	災害時要援護者支援体制の整備	
1	災害時要援護者支援体制	310
2	災害時要援護者の把握	310
3	人材確保	310

### 第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	
1	基本方針	312
2	県の活動体制	312
3	噴火時における合同現地対策本部体制の確保	312
第2節	県職員の配備体制	312
第3節	廃止基準	313
第4節	情報の伝達・収集・広報	
1	噴火警報・火山情報等の伝達	313
2	入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達	314
3	避難に関する情報伝達	315
4	安否情報	315
5	被害情報等の収集・伝達	315
6	問い合わせ対応	315
第5節	避難行動	
1	基本方針	315
2	避難勧告又は指示等	315
3	避難勧告又は指示等の内容	316
4	警戒区域の設定	316
5	住民等の避難準備・避難行動	317
6	状況に応じた避難活動	317
7	住民等が実施する自衛措置	319
8	避難所の開設・運営	319

第6節	避難区域・警戒区域の見直し	320
第7節	一時帰宅の実施	320
第8節	家畜避難及び逃走防止	320
第9節	交通応急対策	
1	基本方針	320
2	交通規制の実施	321
3	交通規制の標示	321
第10節	民心・社会秩序安定のための活動	321
第11節	降灰対策	322
第12節	被害拡大防止対策	
1	県・富士山周辺市町村・防災関係機関	322
2	降灰があった地域の住民及び事業者	322
第13節	災害救助法による支援	322
第14節	住宅供給の実施	
1	応急的な住宅確保	322
2	応急仮設住宅建設用地の確保	323
第15節	残留者・行方不明者等の搜索	323
第16節	防災ボランティア支援対策	
1	防災ボランティアの受け入れ	323
2	防災ボランティアの促進	323
第17節	災害時要援護者支援対策	
1	災害時要援護者への配慮	323
2	災害時要援護者向けの情報提供	323
3	帰宅困難者等の保護	324

#### 第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節	継続災害	
1	県	325
2	市町村	325
第2節	風評被害発生時の防止対策	325
第3節	弔慰金・生活再建資金等の供給	325
第4節	恒久住宅等の供給・再建	325
第5節	義援金品募集配分計画	
1	実施団体	325
2	募集及び配分	325
3	募集及び配分結果の公表	326
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	326
第7節	職業安定	326
第8節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	326
第9節	火山資源の活用	326
第10節	各種行政サービスの実施体制の整備	326

